

# 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、営利を目的としない各種団体の自主的な資源回収に対し、回収量に応じた奨励金を交付することにより、一般廃棄物の減量化及び再資源化を図るとともに、資源回収を通じて廃棄物処理に対する意識啓発の推進に資することを目的とする。

## (奨励金)

第2条 市長は、資源回収を実施した各種団体に対し、第3条に定める資源回収対象物1kg当たり4円を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、古紙類（ダンボールを除く）は1kg当たり5円とし、古繊維類は1kg当たり7円とする。

2 奨励金の対象品目1kg当たりの奨励金単価については、年度途中においても必要に応じて見直すことができるものとする。

3 資源回収対象物で別表に定める物品は、同表による重量を対象重量とみなす。

4 各資源回収対象物の重量は、第5条各号に定める期毎で対象品目毎に合計し、これに1kg未満の端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げる。

## (資源回収対象物)

第3条 資源回収推進事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の対象とする資源回収対象物は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック）
- (2) 古繊維類（古着等）
- (3) 缶類（アルミ缶、スチール缶）
- (4) その他金属類（家庭用機器、厨房具等）
- (5) リターナブル瓶（一升瓶、ビール瓶）

## (団体登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、山口市資源回収推進事業実施団体登録申請書（別記様式第1号）により、市長の登録を受けるものとする。

## (奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする実施団体は、山口市資源回収推進事業奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に、回収業者の発行する資源回収対象物の計量票又はこれに準ずるものを添付し、次の各号に掲げる期日までに市長に提出するものとする。

ただし、実施団体が、やむを得ない事由により、第1号から第3号の期日までに交付申請できない場合、第4号に規定する期日までに交付申請を行えばこれを受理する。

- |         |                |          |
|---------|----------------|----------|
| (1) 第1期 | 4月から6月までの実績分   | 7月10日まで  |
| (2) 第2期 | 7月から9月までの実績分   | 10月10日まで |
| (3) 第3期 | 10月から12月までの実績分 | 1月10日まで  |
| (4) 第4期 | 1月から3月までの実績分   | 3月31日まで  |

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼請求書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、山口市資源回収推進事業奨励金交付決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を実施団体に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 第5条の規定による交付申請書兼請求書における請求行為については、山口市長からの交付決定通知がなされた日以降に効力を生じるものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、実施団体が不正な手段で奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱（山口区域）は、廃止する。
- 3 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱（小郡区域）は、廃止する。
- 4 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱（秋穂区域）は、廃止する。
- 5 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱（阿知須区域）は、廃止する。
- 6 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱（徳地区域）は、廃止する。

(経過措置)

7 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、実施団体が実施した資源回収に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、実施団体が実施した資源回収に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、実施団体が実施した資源回収に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、実施団体が実施した資源回収に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 重量換算表

物 品 名	単 位	重 量	物 品 名	単 位	重 量
一 升 瓶	1 本	1.00kg	ビール瓶 (小)	1 本	0.40kg
ビール瓶 (大)	1 本	0.50kg	特大ビール瓶	1 本	1.00kg
ビール瓶 (中)	1 本	0.45kg	スタイニー瓶	1 本	0.40kg